

京都産業大学生物災害等防止安全委員会規程

制 定 平成22年8月1日

最近改正 令和元年10月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、京都産業大学研究機構運営委員会規程第9条に基づき、生物災害等防止安全委員会（以下「安全委員会」という。）の構成、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 安全委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究機構長
- (2) 病原体等取扱主任者及び病原体取扱主任者
- (3) 所属等の安全責任者
- (4) 前号以外の自然科学系分野の教育職員 2人
- (5) 人文・社会科学系分野の教育職員 1人
- (6) 保健管理センターの教育職員 1人
- (7) 学長室長
- (8) その他学長が必要と認めた者

2 委員は、学長が任命する。

3 委員の任期は、職務上委員となる者を除き2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第8号の委員の任期は、その都度定める。

(委員会)

第3条 安全委員会に委員長を置き、研究機構長をもって充てる。

2 安全委員会は、委員長が招集し、議長となる。

3 安全委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 安全委員会が必要と認めたときは、安全委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議決)

第4条 安全委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって開くものとする。

2 安全委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(調査・審議事項)

第5条 安全委員会は次に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 生物災害等防止のための安全管理（以下「安全管理」という。）に関すること。
- (2) 病原体等の危険度分類及び感染症法等に基づく特定病原体等の分類に関する事項
- (3) 実験室等及び設備の安全管理並びに感染症法等又は家伝法等で定める施設の基準を満たすために必要な整備に関すること。
- (4) 管理区域に関すること。
- (5) 職員等に対する教育訓練及び健康管理に関すること。
- (6) 病原体等の使用、保管及び滅菌等の処理、記帳並びに情報管理に関すること。

- (7) 実験計画及び病原体等を取り扱う業務（以下「実験等」という。）の安全管理に関するマニュアルへの適合性並びに特定病原体等を取り扱う実験室等及び設備の感染症法等及び家伝法等への適合性の審査に関すること。
- (8) 事故発生の際の必要な措置及び改善策に関すること。
- (9) 安全管理に関する規程等の制定及び改廃に関すること。
- (10) その他安全管理に関し必要な事項

- 2 安全委員会は、前項の規定により独自に調査・審議した結果、必要と認めた場合は、所属等の長に勧告したうえで、学長に意見を具申することができるものとする。
- 3 学長及び所属等の長は、前項の委員会の勧告又は意見を尊重しなければならない。
- 4 安全委員会は、必要に応じ、安全管理規程第6条、第8条及び第10条にそれぞれ規定する病原体等取扱主任者、安全責任者及び作業責任者に報告を求めることができる。

（審査会）

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める病原体等を使用する実験等の実施については、生物災害等安全審査会（以下「審査会」という。）が安全委員会に代わって審査することができる。

- (1) 安全管理規程第3条第2号及び第3号の別表第1及び第2に定める病原体等のうち、家畜における危険度レベル2以下の病原体等
- (2) 人における危険度がBSL2以下の病原体等
- (3) 遺伝子組換え生物等として拡散防止措置区分がP2又はP2Aであり、かつ、自立増殖性がある病原体等

- 2 審査会に関する事項は、別に定める。

（報告）

第7条 委員長は、委員会の審議の結果を、研究機構運営委員会委員長に報告するものとする。

（事務）

第8条 安全委員会に関する事務は、研究機構において行う。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、研究機構運営委員会で決定する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。